

電業局内印
相殺しをせう

電気事業再編成法案及び公益事業法案の修正再提出について

五、二七、二五、六、一

方針

電気事業再編成法案及び公益事業法案は、先に第七国会に提出し、審議未了に終つたが、これら両法案は、それぞれ次のように案文修正の上次期第八国会に提出するものとする。

二 電気事業再編成法案の修正案

(1) 第四條第四項を次のように改める。

公益事業委員会は、前二項の規定により提出された意見に基き、且つ、聴聞を経た後、株式の引受の比率が適正且つ公平に定めなければならない。

(2) 第八條中「国又は公共団体」を「国」に改める。

(3) 附則第三項中「昭和二十六年四月一日」を「昭和二十六年七月一日」に改める。

(4) 附則第三項の次に第四項として次の一項を加え、以下一項づつ繰り下げる。

4 日本発送電株式会社法又はこれに基く命令の規定に基く処分、手続その他の行為で同法の効力を失う前にしたものは、公益事業法中これに相当する規定があるとき

は、公益事業法によつてしたものとみなす。

(5) 別表第二の表の前に左を加える。

この表に掲げる供給区域内の地方公共団体がその区域内において、公益事業委員会の許可を受けて、一般の需要に応じ電気を供給する事業を営む場合においては、公益事業委員会は、この表に掲げる供給区域を変更することができる。

三 公益事業法案の修正案

(1) 第三十二條の次に次の一條を加える。
地方公共団体が、電気事業を営む区域内において、一般の需要に応じ電気を供給する事業を営むときは、又は公共の利益を促進するため必要があるときは、地方公共団体は、公益事業委員会の許可を受け、供給区域を変更することができる。

第三十二條の二

地方公共団体が、電気事業を営む区域内において、一般の需要に応じ電気を供給する事業を営むときは、又は公共の利益を促進するため必要があるときは、地方公共団体は、公益事業委員会の許可を受け、供給区域を変更することができる。

A
第...

2 公益事業委員会は、地方公共団体が、電気事業を営む区域内において、一般の需要に応じ電気を供給する事業を営むときは、又は公共の利益を促進するため必要があるときは、地方公共団体は、公益事業委員会の許可を受け、供給区域を変更することができる。

公益事業委員会は、前項の承認をしようとするときは、公益事業者に意見を述べ得る機会を

③ 前項の裁定中譲渡価格について不服のある者は、その裁定を受けた日から三十日以内、前項の裁定に不服があるときは、その金額の増減を請求することができる。

④ 前項の許においては、譲渡又は譲受の当事者をもつて被告とする。

⑤ 第三項第二項（委員会）は、前項の規定による査定をしようとするときは、適正な取得価額及び減価消却を計算して行わなければならない。を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項及び第四項をそれぞれ第二項及び第三項とする。

⑥ 第五十一條（社債発行限度の特例）中「新たな電気事業会社の成立後一年以内」を「新たな電気事業会社の成立後三年以内」に改める。

⑦ 第五十二條（一般担保）中「昭和二十五年四月十五日において現に発行されている」を削る。

⑧ 第五十三條に次の二項を加える。

2 公益事業者は、電気又はガスを適正に供給するため必要な施設を、常時適正な供給その他のサービスをしなければならない。

3 委員会は、公益事業者が前二項の義務を怠り、公共の利益を阻害していると認めるときは、供給の開始、施設の拡充改良その他サービスの改善のため必要な命令をなすことができる。

⑨ 第五十四條第一項、第二号中「第三十二條第一項の規定による事業の譲渡及び譲受の認可」の下に「第三十二條の二第二項の規定による事業譲渡の勧告、同條第四項の規定による事業譲渡に関する裁定」を加え、「又は第五十條第一項の規定による資産価格

の査定」を「第五十條第一項の規定による資産価格の査定又は第五十三條第三項の規定によるサービスの改善に関する命令」に改める。

⑩ 第五十五條の二

公益事業者は、電気工作物へ電気の供給のため施設するダム、水路、貯水池、堰、機械、電線路その他の工作物であつて、電気事業の用に供するも

三項は案内がある。
公益事業者は、
電気の供給に
必要とする。

のきいう。以下本章及び次章において同じ。）又はガス工作物へガスの供給のために施設するガス発生装置、ガス溜、導管その他の工作物であつて、ガス事業の用に供するものきいう。以下本章及び次章において同じ。）の施設に関する測量、実地調査又は工事のための必要があるときは、都道府県知事（都道府県の支庁が設けられ、区域においては支庁長、以下この章において同じ。）の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができこ。

二 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知して意見を提出する機会を與へなければならぬ。

三 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ土地の占有者に通知しなければならぬ。

四 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、都道府県知事の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

五 公益事業者は、電気工作物又はガス工作物の修理又は巡視のため必要があるとき

に、その工作物を施設した他人の土地に立ち入ることができる。

（植物の伐採等）

第七十五條の三 電気事業者は、電線路の施設又は保守を行うため必要があるときは、障害となる植物を伐採し、又は移植することができる。

二 前項の場合においては、電気事業者は、植物の所有者と協議しなければならぬ。協議が調わないうとき、又は協議することができないときは、都道府県知事が裁定する。

三 危険急迫の場合においては電気事業者は、前項の規定にかかわらず、直ちに植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出、且つ、植物の所有者に通知しなければならぬ。

（損失の補償）

第七十五條の四 前二條の規定により他人の土地に立ち入り、又は植物を伐採若しくは移植した者は、これによつて生じた損失を賠償しなければならぬ。

前二條の規定によつて生じた損失を賠償しないとき、又は協議することができな

土地
所有者の
同意を得る
必要がある

3 前條第二項又は前項の規定による裁定の執行全額について下郎の所有者は、その裁定を受けた日から三十日以内に訴えもつて、その裁定の執行を請求することができ
る。

4 前項の訴においては、公益事業者又は土地の所有者若しくは占有者若しくは植物の所有者をもつて被告とする。

附則第一項（施行期日）中、昭和二十五年七月二日」を「昭和二十五年十月二日」に改める。

(9) 中ハ十條、中「電氣」の所はつたりに施設する。ダム、水路、貯水池、岩屋、
橋樑、電線敷きその他工作物であらう。電気事業の用に出るもの
をいふ。以下この条にちよと同じにして本節も、はなから無効のため
に撤廃するか、或は整理し、ガス製造装置、水の溜り導管その他
の工作物であらう、かゝる事業の用に供するものといふ。以下この条に
あつて同じにしてを削る。

公営事業法案修正意見

二五、六、一五
農政局長 田中 義典
（田中 義典）

（供給区域の變更命令）

休むべき時を以て第三十七條の二として次の一條を加える。
第三十七條の二、委員会は、公営事業者がその供給区域の一部分に對して久しきに亘つて供給又はガスの供給をしないときは、其の部分について供給区域の變更を命ずることが出来る。

（供給規定の變更）

第三十九條第二項第三号を次の通り改める。
三、給料、配給其の他の給料及び工事費の算定方法、供給する管線の断面及び管径又はガスの成分、熱量及圧力其の他公営事業者の責任に關する事項並に使用者の責任に關する事項が明確に定められていること。

（供給の停止）

第五十三條の次に次の一條を加える。
二、公営事業者は、管線又はガスが危険な状態に達したとき、或はガスの成分、熱量、圧力、熱量の測定の方法が委員会の規定する基準に適合しないときは、供給を停止し、維持しななければならない。

（ガスの供給上の義務）

第五十三條の二として次の一條を加える。
第五十三條の二、ガス事業者は、ガスの成分、最低圧力、管線の断面及び管径、管線の材料、管線の敷設方法、管線の維持管理の方法、管線の検査の方法、管線の修理の方法、管線の使用上の注意、管線の使用上の制限、管線の使用上の義務、管線の使用上の責任、管線の使用上のその他の事項を定めることとする。

（管線の敷設）

第五十五條の二、公営事業者は、管線工事又はガス工作物の敷設に關する許可、実施、維持、管理、検査、その他必要な事項を定めることとする。
二、前項の規定により他人の土地に立ち入ることを要する公営事業者は、その立ち入りを受ける土地の所有者、管理者、占有者、使用人、又は該土地の知事、警察、消防、衛生、その他関係する行政官署、以下この章において同じ。一の許可を受ける必要はない。

（配線の保護）

第七十七條の二
この法律の規定するものの外、委員会は、この法律の施行に必要を認め、公営事業者に對し配線の保護を命ずることが出来る。

二五、三

電氣事業再編成法案及び公益事業法案の修正再提出について（六・三）
方針

電氣事業再編成法案及び公益事業法案は、先に第七國會に提出し、審議未了に終つたが、これら兩法案は、それぞれ次のように案文修正の二次期第八國會に提出するものとする。

二、電氣事業再編成法案の修正案

(1) 第四條第四項を次のように改める。

4 公益事業委員会は、前二項の規定により提出された意見書に基づき、且つ、聴聞を経た後、株式の引受の比率を適正且つ公平に定めなければならない。

(2) 第八條中「国又は地方公共団体」と「国」に改める。

(3) 附則第三項中「昭和二十六年四月一日」と「昭和二十六年七月一日」に改める。

(4) 附則第三項の次に第四項として次の一項を加え、以下一項づつ繰下げらる。

4 日本発送電株式会社法又はこれに基く命令の規定に基く処分、手續その他の行為で同法の効力を失う前にしたもの、公益事業法中これに相当する規定があるときは、公益事業法によつてしたものとなす。

(5) 別表第二の表の前に左を加える。

この表に掲げる供給区域内の地方公共団体はその区域内において、公益事業委員会の許可を受けて、一般の需用に応じ電氣を供給する事業を営む場合においては、公益事業委員会は、この表に掲げる供給区域を変更することが出来る。

(6) 別表第三の備考中「電氣事業法第五條の認可の申請書」の下に「又は日本発送電株式会社法第二十四條第一項の命令の書類」を加える。

三、公益事業法案の修正案

(1) 第二十八條第三項を削る。

(2) 第三十二條の次に次の一節を加える。

第三十二條の二 地方公共団体が電氣事業の供給区域内で一般の需用に応じ電氣を供給する事業を営むとする場合において、電氣事

業者が事業譲渡の協議に応じないときは、委員会に事業譲渡の申立をすることができる。

2 委員会は、前項の申立があつた場合において、公共の利益を増進するため特に必要があるとき、電気事業者に対し、期限を指定して、協議に応ずべきことを命ずることができる。

3 前項の命令に基く協議が調わないとき、又は電気事業者が協議に応じないときは、委員会が裁定する。

4 前項の裁定中譲渡価格について不服のある者は、その裁定を受け、日から三十日以内に訴をもつて、その金額の増減を請求することができる。

5 前項の訴に對しては、譲渡又は譲受の当事者をもつて被告とする。第五十條第二項へ委員会は、前項の規定による査定をしようとするときは、適正な取得原価及び減価消却を計算して行われなければならない。同一第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項及び第四項をそれぞれ第二項及び第三項とする。

(4) 第五十一條へ社債発行限度の特例へ中「新たな電気事業者会社の成立

後一年以内」を「新たな電気事業者会社の成立後三年以内」に改める。

(5) 第五十二條へ一般担保へ中「昭和二十五年四月十五日に於いて現に発行されている」を削る。

(6) 第五十三條の次に次の二項を加える。

2 公益事業者は、電気又はガスを適正に供給するため必要な施設をし、常時適正な供給その他のサービスをしなければならない。

3 委員会は、公益事業者が前二項の義務を怠り、公共の利益を阻害しているとき、電気の周波数若しくは電圧又はガスの成分、圧力若しくは熱量の維持改善その他義務履行のため必要な指示をすることができる。

(7) 第六十條第一項、第二号中「第三十二條第一項の規定による事業の譲渡及び譲受の認可」の下に「第三十三條の二第二項若しくは同條第三項の規定による事業譲渡に関する命令若しくは裁定」を加える。

(8) 第七十五條の次に次の五條を加える。

(土地の立入)

第七十五條の二 公益事業者は、電氣工作物（電氣の供給のため施設するダム、水路貯水池、器具、機械、電線路その他の工作物であつて、電氣事業の用に供するものをいう。以下本章及び次章において同じ。）又はガス工作物（ガスの供給のために施設するガス発生装置、ガス溜、導管その他の工作物であつて、ガス事業の用に供するものをいう。以下本章及び次章において同じ。）の施設に關する測量、實施調査又は工事のため必要があるときは、都道府縣知事（都道府縣の支庁が設けられた區域においては支庁長、。以下この章において同じ。）の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。

- 2 都道府縣知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知して意見を提出する機会を與へなければならぬ。
- 3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立入るときは、あらかじめ土地の占有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定により他人の土地に立ち入らうとする者は、都道府縣知事の許可を受けたことを證する書面を携帯し、土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

- 5 公益事業者は、電氣工作物又はガス工作物の修理又は巡視のため必要があるときは、その工作物を施設した他人の土地に立入ることができる。

(植物の伐採等)

第七十五條の三 電氣事業者は、電線路の施設又は保守を行うため必要があるときは、障害となる植物を伐採し、又は移植することができる。

- 2 前項の場合においては、電氣事業者は、植物の所有者と協議しなければならない協議が調わないとき、又は協議することができないときは、都道府縣知事が裁定する。

- 3 危険急迫の場合においては電氣事業者は、前項の規定にかゝらず、直ちに植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、遲滞なくその旨を都道府縣知事に届け出、且つ、植物の所有者に通知しなければならない。

(土地使用)

第七十五條の四 公益事業者は、必要があるときは、現在の使用方法を妨げない限度で他人の土地上の空間若しくは地下に電線路若しくは導管を施設し、又は建造物のない他人の土地に電線の支持物を建設することができる。

2 前項の場合においては、公益事業者は、土地の所有者及び占有者と協議しなければならぬ。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、都道府県知事が裁定する。

(損失の補償)

第七十五條の五 公益事業者は、前三條の規定により他人の土地に立ち入り、植物を伐採若しくは移植し、又は他人の土地を使用したことによつて土地の所有者又は植物の所有者、その他関係人の現に受けた損失を補償しなければならない。

2 前項の補償について當事者間に協議が調わないとき、又は協議することができないときは、都道府県知事が裁定する。

3 第七十五條第二項、前條第二項又は前項の規定による裁定中補償金額について不服のある者は、その裁定を受けた日から三十日以内に訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

4 前項の訴へにおいては、公益事業者又は土地の所有者若しくは植物の所有者その他の関係人をもつて被告とする。

第七十五條の六 電線路を施設した土地の近接地又は第七十五條の四の規定により電

線路若しくは導管を施設した土地の所有者又は占有者は、土地の使用方法を變更するため必要があるときは、公益事業者に対し、土地の使用に對する障害の豫防又は除却に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2 前項の請求による工事に要する通常の費用は、公益事業者の負擔とする。但し、その工事をした後正當の理由がないのに豫定の變更をしないときは、請求者の負擔とする。

(9) 第八十條第一項中「(電氣の供給のために施設するダム、水路、貯水池、器具、機械、電線路その他の工作物であつて、電氣事業の用に供するものをいう。以下この章において同じ。)」及び同條第二項中「(ガスの供給のために施設するガス發生装置、ガス精製装置、ガス溜、導管その他の工作物であつて、ガス事業の用に供するものをいう。以下この章において同じ。)」を削る。

(10) 附則第一項(施行期日)中「昭和二十五年七月二日」を「昭和二十五年十月二日」に改める。

自由党 電力再編成特別委員會に於ける決定

- 一、分割に依る再編成は之を行うこととし、関係法案は最近の國會に之を提出する
- 二、再編成はサイクルにより分割するを理想とするも、配電の現状を混乱せしめざることを考慮するとしれば相当数の分割案を妥当とする
- 三、分割に依る電源及び送電設備の帰属については現在の電力潮流を考慮に入れて夫々の會社に帰属せしめる
- 四、相当數に分割して再編成を行った場合、電力融通のロスの加重があるときは電力の融通については特別の機構を設け之をして融通を行はしめる
- 五、料金の地域差（比率）は現在以上にしないこととし之がため調整金制度により料金の地域差を調整する、但し電源開発と照り合せて調整金制度については五年の期限を附ける
- 六、現在料金自体についても資産再評価、其の他特別の事情により料金の上る場合は之を解任しが合理化により極力その低下を図る
- 六、電源の開発は急速に之を行うこととし、之がため電源開発金庫の如き機関をつくり開発困難な地域の開発に対して助成の方途を講ずる
- 六、只見川の如き大電源については別途之を考慮する
- 七、復元の問題については一應原則として自家用及び公営共復元を認める但し具体的には関係地方の電力事情を勘案して之を定める

電源開發金庫（假構）要綱（案）

- 一、電源開發金庫（以下金庫と稱す）は經濟上又は土地開發困難な電源の開發に融資し速かに各地域の電力不足を緩和するを目的とする。
- 二、金庫に依る融資は見込資金又は其他による電源開發と併行して別個に之を行ふものとする。
- 三、政府は金庫に対し毎年三〇億圓を出資するものとする。
- 四、金庫の貸付は左の基準に依る。

償還期間 二五年（五年据置） 利率 年 三分五厘

『參考』

- 一、貸付対象となる電源は一應左を予定する。

北海道	然別第二（十勝川）	七、一〇〇萬	總資金	七一八百万円
	幾春別（石狩川）	二九、三一〇		二七三〇
東北	大志田（北上川）	二二、九〇〇		一五六〇
	浅岸（"）	五〇〇〇〇		四二〇

中國	旭川第一（旭川）	二五、〇〇〇		一、一九三
	" 第二			
	長門峽（阿武川）	八、〇五〇		六〇〇
四國	那賀川（那賀川）	四七、五〇〇		二、三六一
九州	上雄葉（耳川）	八〇、〇〇〇		六、五三八

計

二、年次別所要資金は左の通りである。

二六年	四一〇一	百万円
二七年	四四〇八	"
二八年	五、七〇〇	"
二九年	二、二二〇	"
三〇年	一、六九一	"

電氣事業再編成法及公益事業法案の修正案

一、方針

電氣事業再編成法案及公益事業法案は、先に第七〇号に提出し、審議未了に終つたが、これら両法案はそれより次のように案文修正の上、次期第八〇号に提出するものとする。

二、電氣事業再編成法案の修正案

- (1) 第四條を四項を次のように改める。
- 4 公益事業委員会は前二項の規定により提出された意見に基き、且つ、聴聞を経た後、株式の引受の比率と適正且つ、公平に定めなければならない。
- (2) 第八條中「国又は地方公共団体」を「国」に改める。
- (3) 附則第三項中「昭和二十六年四月一日」を「昭和二十六年七月一日」に改める。
- (4) 附則第三項の次に第四項として次の一項を加え、以下一項かつ繰下す。
- 4 日本発送電株式会社法又はこれに基き命令の規程に基き処分、手続その他の行爲と同法の効力を失う前にしたものは、公益事業法中これに相当する規定があるときは、公益事業法によつて行ふものとみなす。
- (5) 別表第三表の備考中「電氣事業法第五條の認可の申請書」の下に「又は日本発送電株式会社法第三十四條第一項の命令の書類」を加える。

三、公益事業法案の修正案

- (1) 第三十八條第三項に左の但書を加える。
但し、委員会が公共の利益を増進するに特に必要であると認め、地方公共団体に對し電氣事業者の供給に障礙を一般の需用に應じ電氣を供給する事業を営むことを許可する場合はこの限りでない。
- (2) 第三十三條の次に次の一條を加える。
第三十三條之二 地方公共団体の電氣事業者の供給に障礙を一般の需用に應じ電氣を供給する事業を営むものとする場合において、電氣事業者が事業譲渡の協議に應じないときは、委員会に事業譲渡の申請をすることから、
又委員会が、前項の申請が、地方公共団体に對し、公共の利益を増進するに特に必要であると認めるときは、電氣事業者に對し、期限を指定して、協議に應じなければ、これを命令するものと定める。
- (3) 前項の命令に基き協議が調わなかつたとき、又は電氣事業者が協議に應じないときは、委員会が裁定する。
- 4 前項の裁定中、譲渡価格に對して不服のあるものは、その裁定を受け、日から三十日以内に訴をもつてその金額の増減を請求するものと定める。
- 5 前項の訴に對しては、譲渡又は譲受の当事者をもつて被告とする。
- (3) 第四十五條第三項を次のように改める。
3 委員会が前項の規定により作成する協定においては、一般電氣事業者が水発電設備の出力又は水力発電設備により發生した電力の量に應じ支拂うべき一定の金額が水力発電設備の出力キロワットにつき二千五百円若しくは水

力発電設備により発生した電力の量一キロワット時につき、五十銭をこえ、又は第三十九條オ三項の認可若しくは第四十一條オ三項の規定による変更の際に当該料金と算定する基礎となつた原価に算入されるに限度をこえることを定め、はなはちでない。

(4) 第五十條第二項へ委員会は前項の規定による査定をしようとするときは、適正な取得原価及び減価償却を計算し、その行ななければならぬ。と削り、同條第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項及び第四項をそれぞれ「第三項及び第四項」とする。

(5) 第五十一條（社債發行限度の特例）中「新たは電気事業会社の成立後一年以内を」新たは電気事業会社の成立後三年以内」に改める。

(5) 第五十一條（社債發行限度の特例）中「新たな電気事業会社」の成立後一年以内を「新たな電気事業会社の成立後三年以内」に改める。

(6) 第五十二條（一般担保）中「昭和二十五年四月十五日に於て既に發行されてゐる」を削る。

(7) 第五十三條の次に次の三項を加える。

又公益事業者は、運賃又は料金を適正に供給するため必要の施設をし、常時適正な供給を他のサービスを一ぱい行なう。

(8) 第五十五條の次に次の一條を加ふる。

維持改善その他義務履行のため必要なる指示をすることかできる。

3 委員会は、公益事業業者が前二項の義務を怠り、公共の利益を侵害してゐると認めるときは、電気の周波数若しくは電圧又は力の成分、圧力若しくは熱量の

第五十五條の二 委員会は電気事業者相互間の電気の需給を円滑にするため必要があるとき認めるときは当該電気の需給に關係のある電気事業者に対し、それらの者による電気需給の実施に關する協議機関を設け、第五十四條の規定により認可された契約又は前條の規定による命令に定める電力融通の実行上必要な事項を協議決定せしめることとを勧告することとができる。

(9) 委員会は必要とあると認めるときは前項の協議機関の合議による取決を出席させ、前項の決定又はその後実行について意見を述べさせることかできる。

第六十條又一項、オニ号中、「オニ文條の規定による公益事業の許可」の下に「オニ八條、オニ三項但書の規定による公益の利益を増進するため特に必要なる旨の決定」と、「オニ三十三條、オニ三項、若しくは同條、オニ三項の規定による事業譲渡に關する命令、若しくは裁定」を加える。

第七十五條、次に次の五條を加える。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にも、日を通知して意見を提出する機会をよえなければならぬ。

3 前二項の許可を受けたものは、他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ土地の占有者に通知しなければならぬ。

4 前二項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、都道府県知事の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者の請求があつたときは、これを示しなければならぬ。

5 公益事業者は、電気工作物又はガス工作物の修理又は巡視のための必要があるときは、その工作物を施設した他人の土地に立ち入ることができる。

（植栽の依頼等）

第七十五條之三 電気事業者は、電線路の施設又は保守を行つたの必要があるときは、障害となる植物を伐採し、又は移植することができる。

又前項の場合においては、電気事業者は、植物の所有者と協議しなければならぬ。協議が調ひないときは、又は協議することのできないときは、都道府県知事が決定する。

3 先般急迫の場合においては、電気事業者は、前項の規定にかかわらず、直ちに植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、遅滞なくその旨と、都道府県知事に届出を、且つ、植物の所有者に通知しなければならぬ。

（土地の使用）

第七十五條之四 公益事業者は、必要があるときは、現在の使用方法を妨げる限度で他人の土地上の空間若しくは地下に電線路若しくは導管を施設し、又は建造物若しくは他人の土地に電線の支持物と建設することができる。

2 前項の場合においては、公益事業者は、土地の所有者及び占有者と協議しなければならぬ。協議が調ひないときは、又は協議することのできないときは、都道府県知事が決定する。

（損失の補償）

第七十五條之五 公益事業者は、前三條の規定により他人の土地に立ち入り、植物を伐採若しくは移植し、又は他人の土地を使用したことによつて土地の所有者又は他物の所有者その他の関係人の現に受ける損失を補償しなければならぬ。

又前項の補償につれて当事者間に協議が調ひないときは、又は協議することのできないときは、都道府県知事が決定する。

3 第七十五條之三項、前條之三項、又は前項の規定による決定中補償金額につれて不服のある者は、その裁定を受けた日から三十日以内、訴訟もつてその金額の増減を請求することができる。又は土地の所有者

4 前項の訴にありては、公益事業者若しくは植物の所有者その他の関係人と、もつて被告とする。

（障害防止請求）

第七十五條之六 電線路を施設した土地の近接地又は第七十五條の四の規定により

電線路若しくは導管を施設した土地の所有者又は占有者は、土地の使用方法を變更するに必要があるときは、公益事業業者に対し、土地の使用に対する障害の予防又は除却に必要措置をすべきことを請求することからする。

又前項の請求に基く工事による通常費用は、公益事業業者の負担とする。但し、その工事とした後、正当の理由があるのに予定の變更をしないときは、請求者の負担とする。

(1) 第八十條第一項中「(電気の供給のために施設するが、水路、貯水池、器具、電線、電線路その他の工作物であつて、電氣事業の用に供するものをいう。

以下この章にありて同じ。」及び同條第二項中「(かすの供給のために施設するが、發生、裝置、かす精製装置、かす溜、導管その他の工作物であつて、かす事業の用に供するものをいう。以下この章にありて同じ。)」を削る。

(2) 附則第一項(施行期日)中「昭和二十五年七月一日」と「昭和二十五年十月一日」に改める。

電氣事業再編成に関する修正案要綱（案）

二六九四
通産省

二五九、二一

一、電氣事業の再編成は、電氣事業の国家管理を廢止し、民有民営の原則に基くものとし、日本發送電（株）及び各配電會社（以下「指定會社」という。）をして新たに發、送、配電事業を一貫して經營する九の電氣事業會社（以下「新會社」という。）を設立せしめ、指定會社は解散せしめるものとする。

- (1) 新會社の供給区域は、既、現在の配電會社の供給区域とする。
- (2) 新會社に対する發電、送電及び変電設備の歸屬は、電力潮流の現状及び外債の舊担保を考慮し決定する。

二、新會社間の電力融通の円滑を確保するため必要があるときは、公益事業委員會（以下「委員會」という。）は、關係新會社に対し、当該會社によつて構成され、電力融通に關する契約の履行又は委員會の命令を実施するため必要な機關を設置すべき旨の契約を締結することを命ずることができるものとする。

三、電氣料金の地域差（比率）は、現在以上に拡大せしめないこととし、これがため、所要の規定を設け、新會社間に、料金収入に基く地域差調整金の授受制度を行わしめると共に、これが確實なる実施を図る。

右調整金制度の存続期間は、電源開發の進捗狀況を勘案し、五ヶ年を限度とする。

なお、料金の改訂に關し、生産再評價、税制改革その他電氣事業の内部事業に基かない特別の事由によつて値上を必要とする場合においても極力企業の合理化によつて、その軽減を図らしめるものとする。

四、指定會社によつて施工中の電源開發は、新會社をして引継がしめるが、その他の電源の開発は、その開發計畫の適切及び当該企業者における開發のための財政的基礎の確實性が認められる限り企業者の如何を問わず、これを認めるものとする。

なお、只見川の如き大規模電源開發を適當とするものについては、適切なる開發計畫の樹立を俟つて、別途これが開發企業主体乃至形態、所要資金の確保方策等を考慮するものとする。

五、電氣事業の公營に關しては、委員會が、公共の利益を増進するため特に必要があると認める場合は、新會社の供給区域内に公營の電氣事業を許可することができるものとする。又地方公共團體が電氣事業の經營のため新會社の事業の譲受を必要とする場合は、原則として当事業者間の協議により、協議調わないときは、委員會の裁定により事業の譲受に關する諸事項を決定するものとする。

かつて地方公共団体が所有せる電線又線路、工場、事業場が主として自己の用に供するた
施設せる電源の復元に關しては、委員会が、關係地方の電力需給に著しい悪影響を及ぼすと
認める場合の外は、これを認めるものとする。

地方公共団体の既得権を保護し、且つ、これが財政を圧迫せしめないため、地方公共団体
の指定会社及び新会社の株式の取得又は保有を禁止しないものとし、又その取得し、保有す
る株式は無議決権株としないものとする。

新会社の資金調達を容易たらしめ電源の開発を促進せしめるため、新会社の社債發行（*General Mortgage*）の特例を認める期間を三年とし、又今後發行せられる社債についても一般担保制（*General Mortgage*）の適用を認めるものとする。

電氣事業者及びガス事業者に対し、測量又は工事施工のための他人の土地への立入、植物の
伐採、土地の使用等所謂特權規定を設けるものとする。

電源開發困難な地域の開發を促進するため必要がある場合は、電源開發金庫の如き長期的
融資機關の設置を考慮するものとする。

ニ五、一〇、七

政府、自由党と意見を一として、
この要綱は、自由党と提携し、請求
を、自由党の意見を出さざることを
一、即ち、自由党の意見を出さざることを
いふこととす。自由党は、自由党
要綱は、自由党の意見を出さざることを
いふこととす。自由党は、自由党
要綱は、自由党の意見を出さざることを
いふこととす。自由党は、自由党

電氣事業再編成要綱

(五、一〇、三 閣議決定)

一、國會の審議状況及び自由党における討議の結果を勘案し、電氣事業の再編成に関する
重要事項については、左記の方針に基くものとする。

記

- 一 分割による再編成は、これを行うこととし、關係法案は最近の國會にこれを提出する。
- 二 再編成は、サイクルにより分割するを理想とするも、配電の現状を混乱せしめざるこ
とを考慮するとせば、九分割案を妥当とする。
- 三 電源は、原則として各分割地域の会社在所屬せしめる。
- 四 当該発電所の発生電力の大部分が、他地区に供給せられてゐると認められる場合は、
その電源の所屬については例外措置を講ずるものとする。
- 五 新会社成立後その実際の運営により電源の所屬の変更を必要とする場合は、これを認
めるものとする。
- 六 公益事業委員会を速かに発足せしめ、電力融通その他必要なる事項を管掌せしめる。

六、公益事業委員会を速かに発足せしめ、電力融通その他必要なる事項を管掌せしめる。

新会社間の電力融通の円滑を確保するため必要があるときは、公益事業委員
会は、關係新会社に対し、当該会社によつて構成され、電力融通に関する契約の履行又
は委員会が命令を実施するため必要な機関の設置を命ずることができるものとする。

料金の地域差(比率)は現在以上にしないこととし、これがたの調整金制度により、
料金の地域差を調整する。但し、電源開発とにのみ合せて、調整金制度については、五
年の期限を附する。

なお現行の料金自体についても、資産再評価その他特別の事情により料金の値上げと
なる場合は、やむを得ないが、合理化により極力その低下を図る。

電源の開発は、急速にこれを行うこととし、これがたの電源開発金庫の如き機関を
つくり、困難な地域の開発に対して助成の方途を講ずる。

なお只見川の如き大電源の開発については別途に考慮する。

電氣事業の公營に関しては、委員会が公共の利益を増進するため特に必要があるとき
場合は、新会社の供給区域内に公營の電氣事業を許可することができるとする。

④

新会社は、電氣事業の公營に関する事項を、委員会が公共の利益を増進するため特に必要があるとき
場合は、新会社の供給区域内に公營の電氣事業を許可することができるとする。

又地方公共団体が電気事業の経営のため新会社の事業の譲受を必要とする場合は、原則として当事業間の協議により、協議調わないときは、本員会の裁定により事業の譲渡に關する諸事項を決定するものとする。

復元は①重源（地方公共団体と工場）②重見事業（

復元は①重演（地方の英國作と工場）②重負重責（地方の英國作）

①

八井田傳
皇明萬曆
有德丁亥
正月甲辰

自庚子年以來
至甲辰年止
共計

练习

士

新堀自家田、諸源又け小水力利用に於て、東吉田、西吉田、
三河川の一貫運營に著しい支障を與へる場合の外は、これと認めるものとする。



地方公共団体の既得権を保護し、且つ、これが財政を圧迫せしめないため、地方公共団体の指定会社及び新会社の株式の取得又は保有を禁止しないものとし、又その取得又は保有する株式は、無議決権株としないものとする。

新会社の資金調達を容易ならしめ、電源の開発を促進せしめるため、新会社の社債発行限度の特例を認める期間を三年とし、又今後発行せらるる社債について一紙担保を

原案係一筆商

昭和五十五年四月一日
現在の仕度に限る。

(General Mortgage) に適用を認めるものとする

鐵道と
日本
(十)

野庵主記

電氣事業者に対し、測量又は工事施工のための他人の土地への立入、植物の伐採、土地の使用等の特権規定を認めるものとする。

ガス事業者に対しても電氣事業者に対する全様の特權を認めるものとする事

用事の終文を違ひつゝ
一作のつ差置すも、

市田号と
月保

第九條第二項

自來水

維新の志士

定例第四項を次

公益事業委員會

蘇式の引受の比率

第七條に第二項を

卜集事書本堂貴人

第八條中「國又は

第八條の次に次の

日配電統制

電報工

命令に基き

はまのいしは

法律施行後

所収の申出があ

説書及びその附屬

い悪影響を及ぼし

氣事

評渡の対価その

我々と其方ない

会が裁定する。

前項の裁定中対

もつてその金額の

は、在りて、
前項の語におい

迎

日本雜誌

卷之六

1

裏面白紙

別表第三表前文中「八箇月」を「一年」に、同表別表のよきに変更する。（なお同表の備考中「電気事業法第五條の認可の申請書」の下に「又は日本發送電株式會社法第二十四條第一項の命令の書類」を加える。

附則第二項を第十一項とし、第十二項を第十三項として改定する。

〃 第二項條を改定し、分業事業を全行の範圍に及び、分業事業は第二十四條及び第七十條を改定して適用する。